

# 用例集

(「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等  
の一部を改正する法律案」関係)

## < 目次 >

### 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（連携法）関係

#### 第2条第1号関係

【「専門的な法律の分野」の例】 ..... 1

#### 第4条関係

【「学識・能力・素養を涵養するための教育」の例】 ..... 1

【「○○的又は○○的」の例】 ..... 2

【「基礎的な」の例】 ..... 2

【「共通して～する」の例】 ..... 3

【「応用的な」の例】 ..... 3

【教育内容について選択的に履修させることを規定している例】 ..... 4

【「段階的かつ体系的に」の例】 ..... 4

#### (第1号)

【「○○に共通して必要とされる」の例】 ..... 5

【「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識」の例】 ..... 5

【「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に～必要な専門的な学識」の例】 ..... 6

【「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に～必要な法的な推論の能力」の例】 ..... 6

【「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に～必要な～法的な分析、構成及び論述の能力」の例】 ..... 7

#### (第2号)

【ある能力等が別の能力等の「基盤」となるとしている例】 ..... 7

【「法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力」「弁論の能力」の例】 ..... 8

【「法律に関する実務の基礎的素養」の例】 ..... 9

#### 新第5条関係

【「将来の法曹としての」の例】 ..... 10

【「次に掲げる事項を公表するものとする。」の例】 ..... 10

#### (第1号)

【「～する上で求められる（能力等）」の例】 ..... 11

【「学識及び能力」の例】 ..... 12

(第2号)	
【「成績評価」「評価の基準」の例】	12
【「実施状況」の例】	13
(第3号)	
【「修了の認定」「認定の基準」の例】	13
(第5号)	
【「大学院の課程を修了した者」の例】	14
【「○○を修了した者の○○」の例】	14
【「進路」の例】	15
【「○○に関する状況」の例】	15
(第6号)	
【柱書において「次に掲げる事項を公表するものとする。」とする条項の各号列挙の最後を「その他○○省令で定める事項」としている例】	16

#### 新第6条～第8条関係（協定スキーム総論）

【協定スキームの例1：新第6条～第8条の構造の参考用例①】	16
【協定スキームの例2：新第6条～第8条の構造の参考用例②】	18
【協定スキームの例3：「AはBと協定を締結」の例】	19
【協定スキームの例4：「○○に関する協定を締結」の例】	20

#### 新第6条第1項関係

【「○○における教育との円滑な接続」の例】	22
【課程を「置く」の例】	23
【「教育の実施」の例】	23

#### 新第6条第2項関係

(第1号)	
【「○○協定の目的となるA（以下「A’」という。）」の例】	24
(第2号)	
【「～な教育を行うための教育課程の編成」の例】	24
(第4号)	
【「○○の実施のための必要な協力」の例】	25
(第5号)	
【「（人）を対象とする○○」の例】	25
【「入学者選抜」の例】	26

#### 新第6条第3項関係

【協定の認定要件について「A項の認定に係る申請が（要件）に該当するときは～認定をする」と規定しつつ、A項では「申請」の文言を用いていない例】	26
(第2号)	
【「単位の修得」の例】	27
【「修得の状況」の例】	27

【「状況を踏まえた」の例】	28
(第3号)	
【「〇〇の不利益となる」の例】	28
【「～とならないよう配慮」の例】	29
【「配慮されたものであること。」の例】	29
(第4号)	
【「〇〇に資するものとして〇〇省令で定める基準に適合するものであること。」の例】	
<u>新第8条関係</u>	30
【協定の認定の取消事由として、認定基準への不適合及び協定内容の不履行を規定している例】	30
(第1号)	
【「第〇条第〇項の変更の認定があったときは、その変更後のもの」の例】	31
【「（次号及び第〇条第〇項において「〇〇」という。）」の例】	31
【「各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき」の例】	32
(第2号)	
【「正当な理由がないのに～適切に実施されていないと認めるとき」の例】	32
<u>新第9条関係</u>	
【Aしようとする主体に対する、Aの準備のための援助（協力）について規定している例】	33
【「課程の教育課程」の例】	33
【「参考となる情報の（を）提供」の例】	34
<u>新第10条関係</u>	
【「（対象）の（動作性名詞）及び（対象）の（動作性名詞）に資するよう」の例】	34
【「入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保」の例】	35
【「実施方法、実施時期」の例】	35
【「〇〇に対する適切な〇〇を（する）」の例】	36
(第1号)	
【「就業者」の例】	36
【「職業経験」の例】	37
(第2号)	
【「（学問分野）を履修する課程」の例】	37
【「課程以外の課程」の例】	38
<u>新第11条関係</u>	
【「〇〇は、～するときは、〇〇が〇〇を踏まえたものとなるよう意を用いなければならない。」の例】	38

## 新第12条第3項関係

【「〇〇については、〇〇を含めて行うものとする。」の例】	39
【「協定の目的となっている〇〇」の例】	39
【「〇〇において〇〇が行うこととされている〇〇」の例】	40
【実施状況を評価することとしている例】	40

## 新第13条第3項関係

【「(法律)に規定する(A省令)を定め、又はこれを改廃しようとするとき」にA大臣がB大臣に通知し、B大臣が意見を述べることができるとしている例】	41
--	----

## 新第13条第5項関係

【大臣間で相互に協議する手続を定めている例】	41
【「収容定員の総数」の例】	42
【「必要があると認めるときは～相互に協議」の例】	42
【「必要があると認めるときは、〇〇の意見を聞くことができる」の例】	43

## **学校教育法関係**

### 第102条第2項関係

【同一条項中において、指示示す対象の異なる「これ」を2回用いている例】	44
【「〇〇に基づき〇〇と認める」の例】	44
【「～するにふさわしい(能力等)」の例】	45
【「能力及び資質」の例】	45

## **司法試験法関係**

### 新第4条第2項関係

(第1号)

【「課程に在学する者」の例】	46
【法律において、学校教育における科目の単位の修得が国家資格試験における取扱いと結び付けられている例】	46

(第1号イ)

【「所定〇〇」の例】	47
【「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを」の例】	48
【「必要なものとして〇〇省令で定める科目の単位」の例】	48

(第1号ロ)

【「行われる日」の例】	49
【「日の属する年の〇月〇日から」の例】	49
【「一年以内に修了する見込みがある」の例】	50

(第2号)	
【「〇〇に在学している間に」の例】	50

## 新第4条第3項関係

【「～場合における〇〇の規定の適用については、「～」とあるのは、「～」と読み替えるものとする。」の例】	51
---	----

## 新第4条第4項関係

【「課程を退学」の例】	51
【「（～した後の期間を除く。）」の例】	52

## 裁判所法関係

### 第66条第1項関係

【〇〇の規定により試験を受け、これに合格した者の例】	53
【「その合格発表の日」の例】	53
【「法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了した」の例】	54

## 附則関係

### 附則第1条関係（第1号）

【施行期日に係る附則において「第A条第B項の改正規定」とすることで、第B項中の文言を改める部分のみを特定し、第A条に係る他の改正事項を含まないこととしている例】	55
--	----

### 附則第2条第1項関係

【「改正後の〇〇の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、～前においても、〇〇の例により行うことができる」の例】	56
【A法の一部改正を本則の複数条で行う場合において、当該一部改正法の附則においてA法の略称を「第〇条改正後A' 法」としている例】	56
【「（主体）の（行為）等に関する法律」の略称を「（行為）法」としている例】	57

### 附則第2条第2項関係

【「〇〇は、～しようとするときは、～（する）ものとする。」の例】	57
【「この場合において、A大臣は、B大臣に対し、必要な意見を述べることができる。」の例】	58

### 附則第3条関係

【「法務大臣は、〇〇の規定による改正後の司法試験法への法務省令を制定しようとするとときは、〇〇の規定の施行の日前においても、司法試験委員会の意見を聴くことができる。」の例】 ..... 59

【「附則第〇条に掲げる規定の施行の日前においても、～ことができる」の例】 ..... 59

### 附則第4～7条関係

【「司法修習生となる資格を得た」の例】 ..... 60

【「資格を得た者」の例】 ..... 60

【「高等試験司法科試験に合格した者」の例】 ..... 61

【「試験に合格した者を除く。」の例】 ..... 61

## ○司法試験法

(昭和二十四年法律第百四十号)

## ○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年法律第百三十九号)

### (司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となるうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となるうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）
- 二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
- 三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する科目

### （法曹養成の基本理念）

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に關係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うこととするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。
- 二・三 （略）

## 【連携法 第2条第1号関係】

対象用例：「専門的な法律の分野」の例

○財務省組織令

(平成十二年政令第二百五十号)

○学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

【連携法 第4条関係】

対象用例：「〇〇的又は〇〇的」の例

(財務総合政策研究所)

第六十七条 財務総合政策研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な調査及び研究並びに資料、情報及び図書の収集、保管、編集及び提供を行うこと。
- 二 内外財政経済に関する基礎的又は総合的な統計を作成すること。
- 三・六 (略)
- 2・3 (略)

【連携法 第4条関係】

対象用例：「基礎的な」の例

第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

第四十九条の六 義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

○社会福祉法

(昭和二十六年法律第四十五号)

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

2・3 二五 （略）

【連携法 第4条関係】

対象用例：「共通して～する」の例

○学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

2・3 二三 （略）

【連携法 第4条関係】

対象用例：「応用的な」の例

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

(昭和三十七年政令第二百十五号)

(教職員定数の算定に関する特例)

第二条 法第二十二条第一号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、全日制の課程又は定時制の課程の別に従い、同表の中欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

一 高等 学校	項 学校 類等 の種 類等	学校 学科	加減する数
普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科。(以下「総合学科」という。)	法第九条、第十二条の規定により算定した数に加える	法第九条、第十二条の規定により算定した数に加える	加減する数
数 大 臣 が 定 め る	数 の 生 徒 の 收 容 科 学 部 文 科 大 臣 が 定 め る	数 の 定 員 等 を 考 慮 す る	加減する数

○職業能力開発促進法

(昭和四十四年法律第六十四号)

(職業能力開発促進の basic concept)

第三条 労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有效地に發揮できるようにすることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たつての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。

## 【連携法 第4条関係】

対象用例：教育内容について選択的に履修させることを規定している例

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

(昭和三十七年政令第二百十五号)

(教職員定数の算定に関する特例)

第二条 法第二十二条第一号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、全日制の課程又は定時制の課程の別に従い、同表の中欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

一 高等 学校	項 学校 類等 の種 類等	学校 学科	加減する数
普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科。(以下「総合学科」という。)	法第九条、第十二条の規定により算定した数に加える	法第九条、第十二条の規定により算定した数に加える	加減する数
数 大 臣 が 定 め る	数 の 生 徒 の 收 容 科 学 部 文 科 大 臣 が 定 め る	数 の 定 員 等 を 考 慮 す る	加減する数

○職業能力開発促進法

(昭和四十四年法律第六十四号)

(職業能力開発促進の basic concept)

第三条 労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有效地に發揮できるようにすることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たつての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。

(昭和二十九年政令第百七十八号)

(先進技術推進センター)

第二百十八条 先進技術推進センターは、次に掲げる業務をつかさどる。  
一 シミュレーション技術（装備品等に共通して必要とされるものに限る。）、ロボット技術並びに放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

二 五 (略)

(昭和二十四年法律第百四十号)

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となるうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法  
二 民法  
三 刑法

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となるうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）  
二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）  
三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）  
四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

【連携法 第4条関係（第1号）】

対象用例：「〇〇に共通して必要とされる」の例

○司法試験法

(昭和二十四年法律第百四十号)

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

○司法試験法

(昭和二十四年法律第百四十号)

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

○司法試験法

(昭和二十四年法律第百四十号)

○採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令

(平成二十六年政令第百九十二号)

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となるうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となるうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

別表（第三条関係）

試験 総合職 院卒 程 度 の者
一 人文科学、社会科学又は自然科学のいずれかの分野における特定の専門領域に関する知識又は技術及びその関連領域における知識を備えるとともに、これらに係る応用能力を備えていること。
二 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な高度な能力並びに適切かつ効果的に説明及び討議を行う能力を備えていること。
三 前二号に掲げる事項の基盤となる基礎的な外国語の能力を備えていること。
四・五 （略）

○司法試験法

(昭和二十四年法律第百四十号)

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律  
(平成十四年法律第百三十九号)

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」といいう。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方針により行う。

2・3 (略)

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

5 (略)

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に關係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うこととするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二・三 (略)

【連携法 第4条関係（第2号）】

対象用例：「法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力」「弁論の能力」の例

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年法律第百三十九号)

○司法試験法

(昭和二十四年法律第百四十号)

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 (略)

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

一 前項各号に掲げる科目

二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。次項において同じ。）

4・5 (略)

（法曹養成の基本理念）  
第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院）であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的一とするものをいう。（以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及び応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二・三 (略)

律

(平成十四年法律第二百三十九号)

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵かん養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二・三 (略)

(昭和二十九年法律第二百十五号)

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄

(自主解散型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

第十一条 (略)

257 (略)

8 厚生労働大臣は、前項の規定により政府が当該自主解散型基金から減額責任準備金相当額を徴収するときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 当該自主解散型基金の名称
- 二 当該自主解散型基金の責任準備金相当額及び減額

責任準備金相当額

- 三 その他厚生労働省令で定める事項

9 (略)

○採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令

(平成二十六年政令第百九十二号)

(採用試験により確保すべき人材)

**第三条 採用試験**（法第三十九条第二号に規定する採用試験をいう。以下同じ。）においては、国民全体の奉仕者として、国民の立場に立ち、高い気概、使命感及び倫理感を持つて、多様な知識及び経験に基づくとともに幅広い視野に立って行政課題に的確かつ柔軟に対応し、国民の信頼に足る民主的かつ能率的な行政の総合的な推進を担う職員となることができる知識及び技能、能力並びに資質を有する者を確保するものとし、かつ、別表の上欄に掲げる競争試験であつて、同表の中欄に掲げる者ごとに行うそれぞれの採用試験においては、当該それぞれの採用試験に応じて同表の下欄に掲げる事項に該当する者を確保するものとする。

海上保安大学校学生採用試験	別表 (第三条関係)
高卒程度の者	一 海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得する上で基礎となる知識及び能力として、次のイ又はロに掲げるものを備えていること。
イ 数学、物理及び英語の知識並びに論理的な思考力及び表現力	ロ 数学、化学及び英語の知識並びに論理的な思考力及び表現力
二 採用後の研修又は職務経験を通じて、前号イ又はロに掲げる知識並びに論理的な思考力及び表現力の向上	

が見込まれるとともに、海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能の修得及び向上が見込まれること。

三

職務を適切に遂行することができること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えていること。

四

前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律  
(平成十四年法律第百三十九号)

(平成十四年法律第百三十九号)

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵かん養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。  
二・三 (略)

(法曹養成の基本理念)  
(略)

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律  
(平成十四年法律第百三十九号)

(法曹養成の基本理念)

第一条 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵かん養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

○人事評価の基準、方法等に関する政令

(平成二十一年政令第三十一号)

(内閣官房令への委任)  
第二十二条 この政令に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法その他人事評価に関し必要な事項は、内閣官房令で定める。

【連携法 新第5条関係（第1号）】  
対象用例：「学識及び能力」の例

○幹部職員の任用等に関する政令

(平成二十六年政令第百九十一号)

(法曹養成の基本理念)

(平成十四年法律第百三十九号)  
○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(運用の状況の報告)

第十四条 法第六十一条の十第一項の規定による定期的な報告は、毎年度、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 前年度における幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者の選定の実施状況
- 二 前年度における課程対象者について引き続き課程対象者とするかどうかの判定の実施状況
- 三・五 (略)
- 2 (略)

【連携法 新第5条関係（第2号）】

対象用例：「実施状況」の例

第二条 (略)

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十  
六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であ  
つて、法曹に必要な学識及び能力を培うこと目的と  
するものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成  
のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創  
意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の  
確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数によ  
る密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に  
必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次  
条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の  
基礎的素養を涵かん養するための理論的かつ実践的  
な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及  
び修了の認定を行うこと。

二・三 (略)

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に  
関する法律 (平成二十九年法律第二十八号)

(認定)

第八条 (略)

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定める  
ところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次  
項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する  
書類その他主務省令で定める書類を添えて、これを主務  
大臣に提出しなければならない。

一・五 (略)  
3・5 (略)

○学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

(昭和四十六年法律第百二十九号)

第一百四条 (略)

3 2 (略)  
大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

4 1 8 (略)

（沖縄の学校の卒業者の卒業資格等）

第九十五条 (略)

2 昭和二十一年一月二十九日から沖縄の学校教育法の施行の日の前日までの間に沖縄に存在した学校で学校教育法第一条に規定する学校における教育に相当する教育を行つたものを卒業し、又はその課程の一部を修了した者の資格に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 1 6 (略)

【連携法 新第5条関係（第5号）】

対象用例：「大学院の課程を修了した者」の例

【連携法 新第5条関係（第5号）】

対象用例：「〇〇を修了した者の〇〇」の例

○学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 (略)

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

三 (略)

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 (略)

3 2 (略)

第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするとときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 5 8 (略)

【連携法 新第5条関係（第5号）】

対象用例：「進路」の例

○厚生年金保険法

(昭和二十九年法律第百十五号)

附 則（平成二五年六月二六日法律第六三号）  
（自主解散型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例）

第十一条（略）

8 厚生労働大臣は、前項の規定により政府が当該自主解散型基金から減額責任準備金相当額を徴収するときは、次に掲げる事項を公表するものとする。  
一 当該自主解散型基金の名称  
二 当該自主解散型基金の責任準備金相当額及び減額責任準備金相当額  
三 その他厚生労働省令で定める事項  
4 5 9 （略）

【連携法 新5条関係（第6号）】

対象用例：柱書において「次に掲げる事項を公表するものとする。」とする条項の各号列挙の最後を「その他〇〇省令で定める事項」としている例

○沖縄振興特別措置法

(平成十四年法律第十四号)

（環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定）  
第二十一条 沖縄において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者は、環境保全型自然体験活動の実施に関する協定（以下「保全利用協定」という。）を締結し、当該保全利用協定が適切である旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定に係る申請については、保全利用協定に参加するもののうちから代表者（以下「協定代表者」という。）を定め、これを行わなければならない。  
3 環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者で、その者以外に当該環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行うもの（以下「単独事業者」という。）は、単独で保全利用協定を定め、第一項の規定による認定を受けることができる。

4 保全利用協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 保全利用協定の対象となる土地の区域（以下「協定区域」という。）
- 二 環境保全型自然体験活動の内容に関する事項
- 三 自然環境の保全その他環境保全型自然体験活動の実施に際し配慮すべき事項
- 四 保全利用協定の有効期間
- 五 保全利用協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

5

沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請が他の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による認定をするものとする。

一 沖縄振興計画に照らして適切なものであること。

二 協定区域内において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者の相当数が保全利用協定に参加していること。

三 協定区域における自然環境の保全上支障がないことその他環境保全型自然体験活動の適正な推進に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

四 保全利用協定の内容が不适当に差別的でないこと。

五 保全利用協定の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

6 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該保全利用協定を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供さなければならぬ。

7 沖縄県知事は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、その旨を協定区域の属する市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を聽かなければならぬ。

#### (認定の取消し)

8 第六項の規定による公告があつたときは、当該保全利用協定に関し自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、当該保全利用協定について、沖縄県知事に意見書を提出することができる。

9 沖縄県知事は、第一項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、環境保全型自然体験活動に参加しようとする者、沖縄を来訪する観光旅客その他の者に当該認定に係る保全利用協定の内容について周知する。

るものとする。

#### (保全利用協定の変更)

第二十二条 協定代表者及び単独事業者は、前条第一項の認定を受けた保全利用協定（次条において「認定協定」という。）において定めた事項を変更しようとすることは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

2 前条第五項から第九項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

#### (勧告)

第二十三条 沖縄県知事は、環境保全型自然体験活動が認定協定（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従つて実施されていないと認めるとき、又は当該認定協定に係る協定区域内における環境保全型自然体験活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定協定に係る協定代表者又は単独事業者に対して、環境保全型自然体験活動の実施の方法の改善、当該認定協定の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第二十四条 前条の規定による勧告を受けた協定代表者又は単独事業者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、沖縄県知事は、第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による認定を取り消すことができる。

2 沖縄県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を、協定代表者又は単独事業者に通知するとともに、公示しなければならない。

○都市再生特別措置法

(平成十四年法律第二十二号)

(都市利便増進協定)

第七十四条 都市再生整備計画に記載された第四十六条

第十六項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地については、当該土地に対応する從前の土地の所有者又は

借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(以下この節において「土地所有者等」といいう。)又は第一百八条第一項の規定により指定された

都市再生推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定(以下「都市利便増進協定」という。)を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2 都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。  
一 都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置  
二 前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法

三 第一号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法

四 都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続

五 都市利便増進協定の有効期間  
六 その他必要な事項

(都市利便増進協定の認定基準)

第七十五条 市町村長は、前条第一項の認定(以下「協

定の認定」といふ。)の申請があつた場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

一 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。

二 都市利便増進協定において定める前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第四十六条第十六項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。

三 都市利便増進協定において定める前条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。

四 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。

(都市利便増進協定の変更)

第七十六条 土地所有者等又は第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定(以下「認定都市利便増進協定」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(協定の認定の取消し)

第七十七条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。

一 認定都市利便増進協定の内容が第七十五条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。

○都市の低炭素化の促進に関する法律

(平成二十四年法律第八十四号)

(樹木等管理協定の締結等)

第三十八条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第四号に掲げる事項が記載されているときは、市町村又は

都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九

条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進

法人（第四十五条第一項第一号に掲げる業務を行うも

のに限る。）は、当該事項に係る樹木保全推進区域内

の保全樹木等基準に該当する樹木又は樹林地等を保全

するため、当該樹木又は樹林地等の所有者又は使用及

び収益を目的とする権利（一時使用のため設定された

ことが明らかなものを除く。）を有する者（次項及び

第四十三条において「所有者等」という。）と次に掲

げる事項を定めた協定（以下「樹木等管理協定」とい

う。）を締結して、当該樹木又は樹林地等の管理を行

うことことができる。

一 樹木等管理協定の目的となる樹木（以下「協定樹

木」という。）又は樹林地等の区域（以下「協定区

域」という。）

二 協定樹木又は協定区域内の樹林地等（以下この条

及び第四十三条において「協定樹木等」という。）

(樹木等管理協定の縦覧等)

第三十九条 市町村又は市町村長は、それぞれ樹木等管理協定を締結しようとするとき、又は前条第四項の樹木等管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該樹木等管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該樹木等管理協定について、市町村又は市町村長に意見書を提出することができる。

(樹木等管理協定の認可)

第四十条 市町村長は、第三十八条第四項の樹木等管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該樹木等管理協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 樹木等管理協定の内容が、第三十八条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

3 樹木等管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 都市緑地法第四条第一項に規定する基本計画との調和が保たれ、かつ、低炭素まちづくり計画に記載された第七条第二項第二号ニに掲げる事項に適合するものであること。

二 協定樹木等の利用を不適に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合すること。

4 第一項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

2 樹木等管理協定の有効期間

五 樹木等管理協定に違反した場合の措置

六 樹木等管理協定について、協定樹木等の所有者等の全員の合意がなければならない。

(樹木等管理協定の公告等)

第四十一条 市町村又は市町村長は、それぞれ樹木等管理協定を締結し又は前条の規定による認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該樹木等管理協定の写しをそれぞれ当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定樹木にあつては協定樹木である旨をその存する場所に、協定区域内の樹林地等にあつては協定区域である旨をその区域内に明示しなければならない。

(樹木等管理協定の変更)

第四十二条 第三十八条第二項から第四項まで及び前三条の規定は、樹木等管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(樹木等管理協定の効力)

第四十三条 第四十二条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた樹木等管理協定は、その公告のあつた後において当該樹木等管理協定に係る協定樹木等の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成十八年法律第九十一号)

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第四十一条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（以下「土地所有者等」と総称する。）

は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地の区域に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置
- イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
- ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項
- ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

### 三 移動等円滑化経路協定の有効期間

#### 四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならぬ。

##### (認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

第四十二条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 (略)

##### (移動等円滑化経路協定の認可)

第四十三条 市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するも

のないこと。

三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

##### (移動等円滑化経路協定の変更)

第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、

市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

#### (移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第四十五条 (略)

2 (略)

##### (移動等円滑化経路協定の効力)

第四十六条 第四十三条第二項の規定による認可の公告のあつた移動等円滑化経路協定は、その公告のあつた後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となつた者に對しても、その効力があるものとする。

##### (移動等円滑化経路協定の認可の公告のあつた後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第四十七条 (略)

2 (略)

##### (移動等円滑化経路協定の廃止)

第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならぬ。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

##### (土地の共有者等の取扱い)

第四十九条 (略)

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の認定)

第五十条 (略)

2～4 (略)

(借主の地位)  
第五十一条 (略)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成十八年法律第七十七号)

(教育及び保育の内容)  
第十条 (略)

2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関する厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）及び義務教育学校（学校教育法第一条に規定する義務教育学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

3 (略)

○学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行  
令  
(平成十九年政令第二百六十八号)

第八十七条 (略)

② 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第八十三条の二 (略)

② (略)  
③ 専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない。

第七条 法第十一条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一〇六 (略)

七 法別表七の項に規定する建物の新築、増築及び改築又は施設の整備であつて、駐留軍等の再編による児童若しくは生徒の数の増加を考慮して円滑な教育の実施の観点から速やかに整備することが必要なものの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なもの

2・3 (略)

【連携法 新第6条第1項関係】

対象用例：課程を「置く」の例

【連携法 新第6条第1項関係】

対象用例：「教育の実施」の例

(平成十六年法律第二百十号)

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

(昭和三十六年法律第二百八十八号)

(管理協定の締結等)

第三十六条 景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二条第一項において同じ。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。

一 管理協定の目的となる景観重要建造物（以下「協定建造物」という。）又は管理協定の目的となる景観重要樹木（以下「協定樹木」という。）

二 協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項

三 管理協定の有効期間

四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。  
一 協定建造物又は協定樹木の利用を不当に制限するものでないこと。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令（都市計画区域外の協定樹木に係る管理協定にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に適合するものであること。  
3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならぬ。

(教職員定数の算定に関する特例)

第二十二条 第九条から第十二条まで及び第十七条から前条までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加え、又はこれらの規定により算定した数からそれぞれ政令で定める数を減ずるものとする。

一～三 (略)

四 公立の高等学校において多様な教育を行うための教育課程の編成についての政令で定める特別の事情

五 (略)

【連携法 新第6条第2項関係（第3号）】

対象用例：「〇〇の実施のために必要な協力」の例

- 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法  
（平成二十一年法律第六十四号）

（認可特定地域計画に定められた事項の実施）  
第八条の三（略）

2  
（略）

3 認可特定地域計画を作成した協議会（以下「認可協議会」という。）は、当該認可特定地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、合意事業者以外の当該認可特定地域計画に係る特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者及び当該認可特定地域計画に定められた活性化措置の実施主体とされた者以外の者に対し、当該認可特定地域計画に定められた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減及び活性化措置の実施のために必要な協力を要請することができる。

【連携法 新第6条第2項関係（第5号）】

対象用例：「（人）を対象とする〇〇」の例

- 独立行政法人国立青少年教育振興機構法  
（平成十一年法律第百六十七号）

（業務の範囲）

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六（略）

七 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

イ（略）

ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子ども

ハ（略）

もの読書活動の振興を図る活動

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年法律第百三十九号)

(法曹養成の基本理念)

第二条 (略)

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二・三 (略)

【連携法 新第6条第2項関係（第5号）】

対象用例：「入学者選抜」の例

○沖縄振興特別措置法

(平成十四年法律第十四号)

(環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定)

第二十一条 沖縄において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者は、環境保全型自然体験活動の実施に関する協定（以下「保全利用協定」という。）を締結し、当該保全利用協定が適用である旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

5254 (略)

5 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による認定をするものとする。

一五 (略)

第八十八条 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。

ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

第一百四条 (略)

② ～ ⑥ (略)

⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大學における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

⑧ 二 (略)

（免許状の授与の手続等）

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たつては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 (略)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法

(平成十四年法律第二百六十二号)

○農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律

(平成十二年法律第九十五号)

附 則（平成二五年五月一〇日法律第一一号）抄  
(見直し)

第四条 第二条の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条の三第一項に規定する特定業務に係る同法の規定については、この法律の施行後七年以内に、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催の状況を踏まえた当該規定の抜本的な見直しが行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(機構の権限)

第四十条 機構は、第三十八条の規定により届出があつたものとみなされる貯金等債権に係る債権者（参加の届出をした貯金者等を除く。以下この節において「機構代理貯金者」という。）のために、当該機構代理貯金者に係る貯金等債権（以下この節において「機構代理債権」という。）をもつて、破産手続に属する一切の行為（破産債権の調査において機構が異議を述べた機構代理債権に係る破産債権の確定に関する裁判手続に関する行為を除く。）をするものとする。ただし、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る破産債権査定申立て（破産法第二百二十五条第一項に規定する破産債権査定申立てをいう。）を取り下げ、若しくは機構代理債権に係る破産債権の確定に関する訴訟において民事訴訟法第三十二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の授権がなければならぬ。

【連携法 新第6条第3項関係（第2号）】

対象用例：「状況を踏まえた」の例

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

(平成二十三年法律第一百八号)

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律  
(平成二十年法律第八十七号)

(認定基準等)

第三条 (略)  
25 (略)  
6 経済産業大臣は、調達価格等を定めるに当たっては、  
第三十六条の賦課金の負担が電気の使用者に対して過  
重なものとならないよう配慮しなければならない。  
7 14 (略)

第六条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規  
定による認定の申請があつた場合において、当該申請  
に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適  
合すると認めるとときは、その認定をすることができる。  
一・二 (略)  
三 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その  
他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮さ  
れたものであること。  
四 6 (略)  
27 (略)

【連携法 第6条第3項関係（第3号）】  
対象用例：「～とならないよう配慮」の例

○沖縄振興特別措置法

(平成十四年法律第十四号)

(環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定)

第二十一条 沖縄において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者は、環境保全型自然体験活動の実施に関する協定（以下「保全利用協定」という。）を締結し、当該保全利用協定が適当である旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

215 (略)

5 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による認定をするものとする。

- 一 沖縄振興計画に照らして適切なものであること。
- 二 協定区域内において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者の相当数が保全利用協定に参加していること。
- 三 協定区域内における自然環境の保全上支障がないことその他環境保全型自然体験活動の適正な推進に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。
- 四 保全利用協定の内容が不當に差別的でないこと。
- 五 保全利用協定の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

6~9 (略)

○都市再生特別措置法

(平成十四年法律第二十二号)

(都市利便増進協定の認定基準)

第七十五条 市町村長は、前条第一項の認定（以下「協定の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

一 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。

二 都市利便増進協定において定める前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第四十六条第十六項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。

三 都市利便増進協定において定める前条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。

四 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。

(協定の認定の取消し)

第七十七条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。  
一 認定都市利便増進協定の内容が第七十五条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。  
二 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

(平成三十年法律第三十七号)

○沖縄振興特別措置法

(平成十四年法律第十四号)

(認定の取消し)

第九条 内閣総理大臣は、認定計画が第五条第六項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 (略)

### 【連携法 新第8条関係（第1号）】

対象用例：「各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき」の例

### 【連携法 新第8条関係（第1号）】

対象用例：「第〇条第〇項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。」の例

(勧告)

第二十三条 沖縄県知事は、環境保全型自然体験活動が認定協定（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従つて実施されていないと認めるとき、又は当該認定協定に係る協定区域内における環境保全型自然体験活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定協定に係る協定代表者又は単独事業者に対して、環境保全型自然体験活動の実施の方法の改善、当該認定協定の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

【連携法 新第8条関係（第1号）】

対象用例：「（次号及び第〇条第〇項において「〇〇」という。）」の例

（社債、日本政策投資銀行債及び借入金）

第十三条 （略）

2・3 （略）

4 第一項後段及び第二項の規定は、次に掲げる場合に  
は、適用しない。  
一 会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定  
を得た後にされる再発行の請求を受けて、社債の社  
債券又は日本政策投資銀行債の社債券（次号及び第  
二十五条第二項において「社債券等」という。）を  
発行した場合

二 （略）

（生産調整方針の変更等）

第四条 法第五条第一項の認定を受けた者は、当該認定  
に係る生産調整方針について変更をしようとするとき  
は、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 法第五条第三項の規定は、前項の変更の認定につい  
て準用する。

3 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するど  
きは、法第五条第一項の認定を取り消すことができる。  
一 法第五条第一項の認定に係る生産調整方針（第一  
項の変更の認定があつた場合には、その変更後の生  
産調整方針。次号及び第三号において「認定生産調  
整方針」という。）の内容が、基本指針に照らして  
適切でなくなつたと認めるとき。

二 正當な理由がないのに認定生産調整方針に定めら  
れた法第五条第二項第二号に掲げる事項が適切に実  
施されていないと認めるとき。

三 認定生産調整方針が法第五条第三項第三号の農林  
水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認める  
とき。

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

(平成九年法律第四十九号)

(定義)

第二条 この法律（第十号に掲げる用語にあつては、第四十八条を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 防災街区整備事業 密密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、この法律で定めるところに従つて行われる建築物及び建築物の敷地の整備並びに防災公共施設その他の公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

六～十五 （略）

(技術的援助の請求)

第二百七十三条 個人施行者若しくは事業会社となるうとする者又は事業組合若しくは事業会社を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、個人施行者、事業組合又は事業会社は市町村長に対し、防災街区整備事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ防災街区整備事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

○学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

第四十九条の七 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

【連携法 新第9条関係】

対象用例：Aしようとする主体に対する、Aの準備のための援助（協力）について規定している例

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成十五年法律第五十九号)

(開示請求の手続)

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を独立行政法人等に提出してしなければならない。

一・二 (略)

(略)

3 2 独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

○公文書等の管理に関する法律

(平成二十一年法律第六十六号)

第五条 (整理) (略)

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適當であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年法律第百三十九号)

(平成二十二年法律第七十二号)

### (法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、

国の機関、大学その他の法曹の養成に関する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十  
六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であ  
つて、法曹に必要な学識及び能力を培うこと目的とする  
ものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創  
意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の  
確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による  
密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に  
必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次  
条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な  
教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

(平成二十二年法律第七十二号)

### (地域連携保全活動計画の作成等)

第四条 市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成することができる。

2 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

#### 一 地域連携保全活動計画の区域 二 地域連携保全活動計画の目標

三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項

四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項

五 計画期間

3  
13  
(略)

○独立行政法人日本学生支援機構法

(平成十五年法律第九十四号)

(平成三十年法律第三十七号)

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

(機構の目的)

第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大學生等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もつて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(特定地域内学部収容定員の抑制等)

第十三条 大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。）を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれがないものとして政令で定める場合

【連携法 新第10条関係】

対象用例：「〇〇に対する適切な〇〇を（する）」の例

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

(平成二十三年法律第四十七号)

(職業訓練実施計画)

(第二種学資貸与金の貸与並びにその額及び利率)  
(略)

第三条 厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、次条第二項に規定する認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2  
5

（略）

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令

(平成十六年政令第二号)

(第二種学資貸与金の貸与並びにその額及び利率)  
(略)

第二条 私立の大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程又は法科大学院（専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うこととするものをいう。以下この項において同じ。）の法学を履修する課程に在学する者に対する第二種学資貸与金については、前項の規定にかかわらず、その月額を、次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（機構の定める額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択する額）とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり同表の下欄に掲げる算式により算定した利率とする。

3  
（略）  
※表  
（略）

【連携法 新第10条関係（第1号）】

対象用例：「職業経験」の例

○学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年法律第百三十九号)

(法科大学院の適格認定等)

第九十条 大学に入学することができる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 (略)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるよう意を用いなければならない。

2 (5) (略)

【連携法 新第10条関係（第2号）】

対象用例：「課程以外の課程」の例

○独立行政法人国立文化財機構法

(平成十一年法律第百七十八号)

(研究所の解散等)

(平成九年法律第四十九号)

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第七号) 抄

第二条 (略)

3～6 (略)

7 機構のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、研究所の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

8～10 (略)

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

(平成九年法律第四十九号)

(防災街区整備権利移転等促進計画の作成の要請)

第三十五条 促進地区内防災街区整備地区計画の区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権を有する者は、その全員の合意により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする協定を締結した場合において、同条第三項第三号及び第四号に規定する者のすべての同意を得たときは、国土交通省令で定めるところにより、その協定の目的となつてている土地につき、防災街区整備権利移転等促進計画を定めべきことを市町村に要請することができる。

【連携法 新第12条第2項関係】

対象用例：「〇〇については、〇〇を含めて行うものとする。」の例

【連携法 新第12条第2項関係】

対象用例：「協定の目的となつている〇〇」の例

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律

(昭和五十一年法律第三十三号)

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(平成二十五年法律第二百一号)

(許可の有効期間等)

第三十六条 第三十一条第一項の許可の有効期間（第三項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新を受けた許可の有効期間。以下この条において「許可の有効期間」という。）は、当該許可の日（許可の有効期間の更新を受けた場合については、更新前の許可の有効期間が満了した日の翌日。以下この条において同じ。）から起算して三年（三年を経過する前に当該許可を受けた構成事業主（以下「送出事業主」という。）に係る認定計画において当該送出事業主が行うこととされている建設業務労働者就業機会確保事業の実施時期（以下この条において「実施時期」という。）の終了する日が到来する場合については、実施時期の終了する日までの期間）とする。

2  
2  
5  
（略）

（農地中間管理事業評価委員会の設置）  
第六条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年法律第百三十九号)

○広域臨海環境整備センター法  
(昭和五十六年法律第七十六号)

(定義等)

第二条 この法律において「広域処理場」とは、二以上の都府県において生じた廃棄物による海面埋立てを行ったための施設であつて、次に掲げるものによつて構成されるものをいう。

一～四 (略)

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

一 法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとする

とき。

一 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第一百十条第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

三 学科教育法第一百九条第二項の規定により法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認証し、又は同法第一百十一条第二項の規定によりその認証を取り消そうとするとき。

3・4 (略)

【連携法 新第13条第3項関係】

対象用例：「(法律)に規定する(A省令)を定め、又はこれを改廃しようとするとき」にA大臣がB大臣に通知し、B大臣が意見を述べることができるとしている例

（法務大臣と文部科学大臣との関係）

第六条 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない。

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができること。

一 法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとする

とき。

一 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第一百十条第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

三 学科教育法第一百九条第二項の規定により法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認証し、又は同法第一百十一条第二項の規定によりその認証を取り消そうとするとき。

3・4 (略)

【連携法 新第13条第5項関係】

対象用例：大臣間で相互に協議する手続きを定めている例

第二条 この法律において「広域処理場」とは、二以上の都府県において生じた廃棄物による海面埋立てを行ったための施設であつて、次に掲げるものによつて構成されるものをいう。

一～四 (略)

2 この法律において「広域処理場整備対象区域」とは、一の都府県の区域をこえた廃棄物の広域的な処理が適当であり、かつ、その処理のために海面埋立てを行うことが特に必要であると認められる区域として環境大臣が指定するものをいう。

3 この法律において「広域処理場整備対象港湾」とは、広域処理対象区域において生じた廃棄物の処理を行う広域処理場の整備を行うことがその秩序ある整備に資することとなると認められる港湾として国土交通大臣が指定するものをいう。

4 環境大臣又は国土交通大臣は、それぞれ、第一項又は前項に規定する広域処理対象区域又は広域処理場整備対象港湾を指定しようとするときは、あらかじめ、相互に協議するほか、その区域の全部又は一部を広域処理対象区域とすることが適當と認められる都府県及び市町村又は広域処理場整備対象港湾とすることが適當と認められる港湾の港湾管理者の意見を聽かなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

○学校教育法施行令

(昭和二十八年政令第三百四十号)

○海上保安庁法

(昭和二十三年法律第二十八号)

(法第四条第二項第三号の政令で定める事項)

第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（大学については、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るもの）に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

五 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

2・3 (略)

第二十七条 海上保安庁及び警察庁、税関その他の関係行政庁は、連絡を保たなければならず、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要があると認めるときは、相互に協議し、且つ、関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

② (略)

【連携法 新第13条第5項関係】  
対象用例：「収容定員の総数」の例

【連携法 新第13条第5項関係】  
対象用例：「必要があると認めるときは～相互に協議」の例

【連携法 新第13条第5項関係】

対象用例：「必要があると認めるときは、○○の意見を聴くことができる」の例

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年法律第二百二十三号)

(障害支援区分の認定)

第二十一条 (略)

2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

○学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

○サイバー・セキュリティ基本法

(平成二十六年法律第百四号)

【学校教育法 第102条第2項関係】

対象用例：同一条項中において、指し示す対象の異なる「これ」を2回用いている例

○学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

○サイバー・セキュリティ基本法

(平成二十六年法律第百四号)

第五十七条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

③ (略)

(サイバー・セキュリティ戦略本部長)

第二十七条 本部の長は、サイバー・セキュリティ戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 本部長は、第二十五条第一項第二号から第四号までに規定する評価又は第三十一条若しくは第三十二条の規定により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

4 本部長は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

5 本部長は、第三項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(平成二十年法律第六十八号)

(昭和二十二年法律第百二十号)

(多様な人材の登用等)

第六条 (略)

- 3 政府は、次に定めるところにより、管理職員としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するための仕組み（以下「幹部候補育成課程」という。）を整備するものとする。この場合において、幹部候補育成課程における育成の対象となる者（以下「課程対象者」という。）であること又は課程対象者であつたことによつて、管理職員への任用が保証されるものとしてはならず、職員の採用後の任用は、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。
- 4 (略)
- 5 (略)

(研修の根本基準)

第七十条の五 研修は、職員に現在就いている官職又は将来就くことが見込まれる官職の職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、並びに職員の能力及び資質を向上させることを目的とするものでなければならぬ。

2・3 (略)

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律  
(平成十六年法律第六十三号)

(平成十二年法律第四十九号)

○弁理士法

(平成十二年法律第四十九号)

(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一・二 (略)

三 学校教育法第一条、第二百二十四条又は第二百三十四条の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）

四～八 (略)

(試験の目的及び方法)

第九条 弁理士試験は、弁理士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、次条に定めるところによつて、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

(試験の内容)

第十条 短答式による試験は、次に掲げる科目について行う。

一 特許、実用新案、意匠及び商標（以下この条並びに次条第四号及び第五号において「工業所有権」という。）に関する法令

二 工業所有権に関する条約

三 前二号に掲げるもののほか、弁理士の業務を行うのに必要な法令であつて、経済産業省令で定めるもの

2 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

一 工業所有権に関する法令

二 経済産業省令で定める技術又は法律に関する科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、工業所有権に関する法令について行う。

(試験の免除)

第十一條 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試

【司法試験法 新第4条第2項関係（第1号）】

対象用例：「課程に在学する者」の例

験を免除する。

一～三 (略)

四 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) に基づく大学

院の課程を修了した者であつて、当該大学院において経済産業省令で定める工業所有権に関する科目の単位を修得したも

の 当該課程を修了した日から起算して二年を経過する日ま

でに前条第一項第一号及び第一号に掲げる科目について行う

短答式による試験

五・六 (略)

○雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号)

(所定給付日数)

第二十二条 一の受給資格に基づき基本手当を支給する  
日数 (以下「所定給付日数」という。) は、次の各号  
に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める  
日数とする。

一～三 (略)  
2～5 (略)

○司法試験法

(昭和二十四年法律第百四十号)

○教育職員免許法

(昭和二十四年法律第百四十七号)

【司法試験法 新第4条第2項関係(第1号イ)】

対象用例：「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定」の例

(司法試験の目的等)

第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

【司法試験法 新第4条第2項関係(第1号イ)】

対象用例：「必要なものとして○○省令で定める科目の単位」の例

別表第一（第五条、第五条の二関係）備考

一～三 (略)

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第三の二の場合においても同様とする。）。

五～八 (略)

(平成二十六年法律第十一号)

(平成九年法律第二百二十三号)

【司法試験法 新第4条第2項関係（第1号口）】

対象用例：「行われる日」の例

第十九条（略）

2 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

【司法試験法 新第4条第2項関係（第1号口）】

対象用例：「日の属する年の○月○日から」の例

（仮徵収）

第一百四十条 市町村は、前年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十日までの間における特別徵収対象年金給付の支払の際第百三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額を徵収されていた第一号被保險者について、当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日までの間において当該支払回数割保険料額の徵収に係る老齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、当該支払回数割保険料額に相当する額を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徵収の方法によつて徵収するものとする。

2  
4  
（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

（教育訓練の修了期限等）

第七十五条の十 予備自衛官補は、採用の日から起算して三年を超えない範囲内で防衛大臣の定める期限までに、前条第一項に規定する教育訓練のすべてを修了するものとする。ただし、防衛大臣又はその委任を受けた者は、当該期限後一年以内に修了する見込みがあると認める予備自衛官補について、一年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。

2 (略)

○大学の教員等の任期に関する法律  
(平成九年法律第八十二号)

（労働契約法の特例）

第七条 (略)

2 前項の教員等のうち大学に在学している間に国立大学法人、公立大学法人若しくは学校法人又は大学共同利用機関法人等との間で期間の定めのある労働契約（当該労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。）を締結していた者の同項の労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

【司法試験法 新第4条第2項関係（第1号口）】  
対象用例：「一年以内に修了する見込みがある」の例

○財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置  
に関する法律

(昭和五十六年法律第三十九号)

(日本開発銀行の利益金の処分の特例)

第五条 日本開発銀行が日本開発銀行法(昭和二十六年法律第二百八号)第三十六条第一項の規定により昭和五十六年度から昭和五十九年度までの各事業年度において準備金を積み立てる場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「千分の七」とあるのは、「千分の五」と読み替えるものとする。

○教育公務員特例法  
(昭和二十四年法律第一号)

(大学院修学休業の許可の失効等)

第二十八条(略)  
2 任命権者は、大学院修学休業をしている主幹教諭等が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したことその他の政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

【司法試験法 新第4条第3項関係】

対象用例：「～場合における〇〇の規定の適用については、「～」とあるのは、「～」と読み替えるものとする。」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

(平成十一年法律第百三十七号)

(一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手続)

**第二十条** 檢察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受令状の記載するところに従い傍受の実施をすることができる期間（前条の規定により傍受の実施を終了した後の期間を除く。）内において検察官又は司法警察員が指定する期間（当該期間の終期において第十八条の規定により傍受の実施を継続することができるとときは、その継続することができる期間を含む。以下「指定期間」という。）に行われる全ての通信について、第九条第一号の規定により提供された変換符号を用いた原信号（通信の内容を伝達するものに限る。）の暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号について一時的保存をさせる方法により、傍受をすることができる。この場合における傍受の実施については、第十三条の規定は、適用しない。

2  
5  
7  
(略)

【司法試験法 新第4条第4項関係】  
対象用例：「（～した後の期間を除く。）」の例

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

(昭和四十六年法律第百二十九号)

○司法試験法

(昭和二十四年法律第百四十号)

【裁判所法 第66条第1項関係】  
対象用例：「〇〇の規定により試験を受け、これに合格した者」の例

(准看護師に関する特例)

第一百二条 (略)

- 2 前項の規定により准看護師試験を受け、これに合格した者に係る准看護師の免許は、沖縄県知事が与える。
- 3 (略)

【裁判所法 第66条第1項関係】  
対象用例：「その合格発表の日」の例

(司法試験の受験資格等)

第四条 一 (略)

- 2 二 司法試験予備試験に合格した者その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

- 一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うこととするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2  
二  
(略)

○犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十三年法律第三十一号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条第一項の改正規定（「第九条」を「第八条」に改める部分を除く。）：公布の日

二・三 （略）

※ 第十一条を第十二条とし、新たな第十一条を加える改正規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（平成二十五年四月一日）から施行

第十一条第一項中「第九条」を「第八条」に、「収税官吏、税関職員、徴税吏員」を「税関職員」に、  
第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項」を「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に次的一条を加える。

（弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置）

第十一条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認、確認記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置に相当する措置については、第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人特定事項の確認に相当する措置について準用する。

3 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互に協力するものとする。

（施行期日）

○電波法の一部を改正する法律

(平成九年法律第四十七号)

○雇用保険法等の一部を改正する法律

(平成二十九年法律第十四号)

附 則  
(施行期日等)

第一条 (略)  
第二条 この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第二十四条の二第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができる。

3 (略)

第一条 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。  
(雇用保険法の一部改正)

第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。  
(略)

第一条 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。  
(雇用保険法の一部改正)

附 則  
(基本手当の所定給付日数に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法（次条及び附則第四条において「第一条改正後雇用保険法」という。）第二十三条第一項の規定は、受給資格（雇用保険法第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。附則第三十一条において同じ。）に係る離職の日（以下この条及び附則第三十一条において「離職日」という。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である者について適用し、離職日が施行日前である者に係る所定給付日数（雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数をいう。次条において同じ。）については、なお従前の例による。

【附則第2条第1項関係】

対象用例：「改正後の〇〇の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、～前においても、〇〇の例により行うことができる」の例

○独立行政法人環境再生保全機構法

(平成二十八年法律第七十六号)

○産業競争力強化法

(平成二十五年法律第九十八号)

【附則第2条第1項関係】

対象用例：「(主体)の(行為)等に関する法律」の略称を「(行為)法」としている例

附  
則

(公害健康被害補償予防協会の解散等)

第三条  
(略)

2 機構の成立の際現に協会が有する権利(附則第十八条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律(以下「旧補償法」という。)第九十八条の二第二項に規定する基金に係る経理に属する資産に限る。)のうち、機構がその業務を確実に実施するため必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3  
12  
(略)

【附則第2条第2項関係】

対象用例：「〇〇は、～しようとするときは、～(する)ものとする。」の例

(新事業活動計画の認定)

第十条  
(略)

2  
4  
(略)

5 主務大臣は、新事業活動計画に第三項第四号に掲げる事項(他の関係行政機関の長が所管する第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置に係るものに限る。)が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、同号に掲げる事項について当該他の関係行政機関の長の同意を得るものとする。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、当該政令又は主務省令で定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

6  
(略)

○特別会計に関する法律施行令

(平成十九年政令第百二十四号)

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律  
(平成十四年法律第百三十九号)

附 則

(食料安定供給特別会計と一般会計との間における国有財産の使用の特例)

**第十七条 農林水産大臣は、食料安定供給特別会計に所属する国有財産を一般会計に使用させる場合において、法附則第三十九条第一号の規定により無償として整理しようとするときは、使用する国有財産の範囲及び期間その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。**

**2 各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、一般会計に所属する国有財産を食料安定供給特別会計に使用させの場合において、法附則第三十九条第二号の規定により無償として整理しようとするときは、使用する国有財産の範囲及び期間その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。**

(特許特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

**第二十一条 経済産業大臣は、特許特別会計に所属する国有財産を一般会計に所管換又は所属替をしようとする場合において、法附則第四十八条の規定により無償として整理しようとするときは、所管換又は所属替をする国有財産の範囲及び時期その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。**

(法務大臣と文部科学大臣との関係)

**第六条 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない。**

**2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。**

**一 法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。**

**二 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第一百十条第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき。**

**三 学校教育法第一百九条第二項の規定により法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認証し、又は同法第一百十一条第二項の規定によりその認証を取り消そうとするとき。**

**3・4 (略)**

### 【附則第3条第1項関係】

対象用例：「法務大臣は、〇〇の規定による改正後の司法試験法～の法務省令を制定しようとすると  
きは、〇〇の規定の施行の日前においても、司法試験委員会の意見を聴くことができる。」の例

○司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律  
(平成十四年法律第二百三十八号)

#### 附 則

(新司法試験の実施のために必要な行為に関する経過措置)

第六条 法務大臣は、第一条の規定による改正後の司法試験法（以下「新法」という。）第三条第二項第四号又は第三項の法務省令を制定しようとするときは、第二条の規定の施行の日前においても、司法試験委員会の意見を聴くことができる。

2  
・  
3 (略)

### 【附則第3関係】

対象用例：「附則第〇条に掲げる規定の施行の日前においても、～ことができる」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律  
(平成十九年法律第三十号)

#### (協会の準備行為に関する経過措置)

第十九条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、協会が管掌する船員保険の事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

○弁護士法

(昭和二十四年法律第二百五号)

(法務大臣の認定を受けた者についての弁護士の資格の特例)

第五条 法務大臣が、次の各号のいずれかに該当し、その後に弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

一 司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第一項第三十五号若しくは第三十七号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事、内閣法制局参事官又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学で法律学を研究する大学院の置かれているものの法律学を研究する学部、専攻科若しくは大学院における法律学の教授若しくは准教授の職に在つた期間が通算して五年以上になること。

二〇四 （略）

○判事補の職権の特例等に関する法律

(昭和二十三年法律第百四十六号)

第三条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法令（以下この条において「沖縄法令」という。）の規定による裁判官、検察官又は弁護士の職にあつたときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの（沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者についてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数）は、裁判所法第四十一条の規定の適用については、簡易裁判所判事の在職の年数とみなし、同法第四十二条及び第四十四条の規定の適用については、判事補の在職の年数とみなす。

254 （略）

(昭和二十四年法律第一百四十号)

【附則第4～7条関係】

対象用例：「高等試験司法科試験に合格した者」の例

2 附 則  
旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等

試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。

(昭和六十二年法律第三十号)

第十三条 附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄  
(略)

258 (略)

9 次に掲げる者（次項及び第十一項において「新特定登録者」という。）に対する新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項中「介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」とし、新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の二第一項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十日までの間に平成十九年一部改正法附則第六条の二第一項の規定により介護福祉士となる資格を有するに至った者であつて、当該資格を有するに至った日以後に介護福祉士の登録を受けたもの（介護福祉士試験に合格した者を除く。）

10 (略)

11 (略)